

館林市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年度随時監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和5年2月27日

館林市監査委員 早川 勉

館林市監査委員 遠藤 重吉

館監第327001号

令和5年2月27日

館林市長 多田善宏様

館林市議会議長 権田昌弘様

館林市監査委員 早川 勉

館林市監査委員 遠藤重吉

随時監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査（学校）を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

## 随時監査結果報告書

### 1 監査の基準

館林市監査基準（令和2年館林市監査委訓令第1号）

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第5項に規定する随時監査

### 3 監査の対象

市内全小・中学校（16校）

### 4 監査の実施期間

令和4年11月9日から令和5年2月21日まで

### 5 監査の着眼点

各小・中学校における、市費で購入した備品等の管理状況、現金等の出納取扱い状況その他事務が、適正に執行されているかについて、次の点に留意した。

- （1）備品の管理は適正に行われているか
- （2）学校預かり金の管理は適正に行われているか
- （3）郵便切手等の管理が適正に行われているか

### 6 監査の実施内容

市内全小・中学校から備品台帳の提出を求め、事前に書面により確認を行った。また、現地監査として、第一小学校及び第一中学校を抽出し、現地にて関係書類を調査し、事務担当者から説明を聴取するとともに、備品の管理状況について実査した。

### 7 監査の結果

現地監査の対象学校における備品の管理状況や現金等の出納取扱い事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上、留意すべき事項については口頭で指示したので記述は省略した。